



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可 日刊（行政機関の休日休刊）

○本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令

(厚生労働一〇)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(同一二)

○医療法施行規則及び生活保護法別表
第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（同一二）

〔告示〕

○令和七年歌会始のお題を定められた件（宮内庁二）

○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選舉における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選舉管理会三）

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（消防庁二）

○原戸籍の一部が滅失した件（法務七）

○日本国に帰化を許可する件（同八）

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同九、一二）

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件

七	六	五	四
官庁	採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)	国家試験	○道路に関する件(中部地方整備局一) ○道路に関する件(北海道開発局一)
諸事項	〔公 告〕	〔官厅報告〕	（東北地方整備局一〇） ○道路に関する件
可の取消処分関係	採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)	国家試験	○都市公園に関する件(文化庁一) ○道路に関する件(中部地方整備局一、二二) ○道路に関する件(中国地方整備局五)
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、公示送達、建設業の許可の取消処分関係	採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)	〔官厅報告〕	二項の規定に基づき静岡県駿東郡小山町教育委員会が行うこととした事務を定める件(文化庁一)

九	九	八	八	七
裁判所 相続、失踪、除権決定、破産、免責、 特別清算、会社更生、再生、所有者 不明関係 会社その他の				

○厚生労働省令第十号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

（権限の委任）			（権限の委任）		
改	正	後	改	正	前
第八条 法第五条第六項（法第六条第二項に おいて準用する場合を含む。）に規定する厚 生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げる ものにあつては当該事業に係る航路の拠 点、第二号に掲げるものにあつては当該事 業に係る主たる営業所の所在地を管轄する 都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働 局」という。）の長に委任する。			第八条 法第五条第六項（法第六条第二項に おいて準用する場合を含む。）に規定する厚 生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げる ものにあつては当該事業に係る航路の拠 点、第二号に掲げるものにあつては当該事 業に係る主たる営業所の所在地を管轄する 都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働 局」という。）の長に委任する。		
一般旅客定期航路事業に関する権限 (当該事業（総トン数千トン未満の船舶 のみをもつて営むもの及び当該事業に係 る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部 の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神 戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存 するものを除く。）の事業規模の縮小等の 計画及びその実施により残存する事業の 整備に関する事項について、海上運送法 (昭和二十四年法律第二百八十七号)第三 条第一項、第十六条第一項（事業の廃止 の許可に係る部分に限る。）又は第十八条 第一項若しくは第二項に規定する免許、 許可又は認可の申請が必要とされる場合 を除く。)			一般旅客定期航路事業に関する権限 (当該事業（総トン数千トン未満の船舶 のみをもつて営むもの及び当該事業に係 る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部 の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神 戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存 するものを除く。）の事業規模の縮小等の 計画及びその実施により残存する事業の 整備に関する事項について、海上運送法 (昭和二十四年法律第二百八十七号)第三 条第一項、第十五条第一項（事業の廃止 の許可に係る部分に限る。）又は第十八条 第一項若しくは第二項に規定する免許、 許可又は認可の申請が必要とされる場合 を除く。)		

2 4

（略）

2 4

（略）

○厚生労働省令第十一号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十
五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関
する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め
る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指
定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十
四号）の一部を次の表のよう改定する。

（指定薬物）			（指定薬物）		
改	正	後	改	正	前
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律（昭和三 十五年法律第百四十五号。以下「法」とい う。）第二条第十五項の規定に基づき、次に 掲げる物を指定薬物に指定する。			第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律（昭和三 十五年法律第百四十五号。以下「法」とい う。）第二条第十五項の規定に基づき、次に 掲げる物を指定薬物に指定する。		

（傍線部分は改正部分）

六十二—（エチルアミノ）—一二—（三— ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン 及びその塩類	六十二—（エチルアミノ）—一二—（三— ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン 及びその塩類
六十一—六十五—（略）	六十一—六十五—（略）
六十六—エチルリ三・三—ジメチル—二— （—ベンチル—一H—インダゾール— 三カルボキサミド）ブタノアート及び その塩類	六十六—エチルリ三・三—ジメチル—二— （—ベンチル—一H—インダゾール— 三カルボキサミド）ブタノアート及び その塩類
六十七—七十—（略）	六十七—七十—（略）
七十一—N—エチル—四—ヒドロキシ— N—プロピルトリプタミン及びその塩類	七十一—N—エチル—四—ヒドロキシ— N—プロピルトリプタミン及びその塩類
七十二—三百三十四—（略）	七十二—三百三十四—（略）
六十九—三百三十一—（略）	六十九—三百三十一—（略）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等
に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年厚生労働省令第八号）の施行に
伴い、医療法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の
一部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三